

特許権	判決年月日	令和 2 年 5 月 2 0 日	知財高裁第 2 部
	事 件 番 号	令和元年(行ケ)第 1 0 1 1 6 号	
○ 発明の名称を「回転ドラム型磁気分離装置」とする発明に係る特許出願についての発明が新規性又は進歩性を欠如することはないとされた事例。			

(事件類型) 審決 (拒絶) 取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 特許法 1 7 条の 2 第 6 項, 1 2 6 条 7 項, 2 9 条 2 項

(関連する権利番号等) 特願 2 0 1 4 - 2 0 2 8 2 4 号, 不服 2 0 1 8 - 1 2 4 9 4 号

判 決 要 旨

1 本件は, 発明の名称を「回転ドラム型磁気分離装置」とする本願発明についての拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であり, 争点は, 独立特許要件違反 (新規性, 進歩性欠如) の有無である。

2 本判決は, 以下のとおり判示して, 本件補正発明の新規性, 進歩性を否定した審決を取り消した。

(1) 相違点

本件補正発明と引用発明との間には, 「本件補正発明は『第 2 の回転ドラムが使用済みクーラント液中の磁性体を磁化することで, 該磁性体を互いに吸着させて大きく』なるものであるが, 引用発明は磁性体が互いに吸着して大きくなっているか否かが不明な点」(相違点 1), 「本件補正発明は, 『複数の磁石を配置した第 2 の回転ドラムを, 前記第 1 の回転ドラムよりも使用済みクーラント液が流入してくる手前側に備え, 使用済みクーラント液は, 第 2 の回転ドラムから第 1 の回転ドラムに向かって流れ』ることにより, スクレパーにより掻き取られた磁性体が大きくなった状態のまま『使用済みクーラント液の流れに沿って前記第 1 の回転ドラムへ誘導される』ものであるが, 引用発明は, マグネットドラム 2 5 からマグネットドラム 2 7 に向かって混濁液が流れているか否かが明らかでなく, また, カキ取り板 3 9 によって掻き取られた鉄粉が大きくなった状態のまま, 混濁液の流れに沿ってマグネットドラム 2 5 からマグネットドラム 2 7 へ誘導されるものである点」(相違点 2) 及び「本件補正発明では, 第 1 の回転ドラムと底部材との間にクーラント液の流路を形成するのに対し, 引用発明は, 上記のような流路を形成しているか否かが不明な点」(相違点 3') が存在する。

(2) 相違点の判断

引用発明において, 排出口 1 5 からタンク 1 7 内に投入された混濁液の流れがマグネットドラム 2 7 とカキ取り板 3 9 の間隙にまで流れ込み, カキ取り板 3 9 に沿って不純物をマグネットドラム 2 7 に誘導するかどうかは明らかではないこと, 不純物がマグネットドラム 2 5 からマグネットドラム 2 7 に移動するのは, カキ取り板 3 9 の表面に沿って送り出されることによるものであり, 混濁液の流れに誘導されるものとは必ずしも認められな

いこと、マグネットドラム 2 5 とマグネットドラム 2 7 の間にあるカキ取り板 3 9 の右側（上側）の部分においては、マグネットドラム 2 7 の回転方向である下から上に向かった混濁液の流れが生じる可能性が高いから、カキ取り板 3 9 に沿ってマグネットドラム 2 7 に不純物を誘導する混濁液の流れが生じているとは必ずしも認められないことからすると、相違点 2, 3' は、いずれも実質的な相違点であり、かつ、当業者は、これらを容易に想到することができたとは認められない。